

第39回 「個性ある図書館」展示

成年後見制度とは？

展示期間 10月28日～12月21日

展示場所 南台図書館2階 展示コーナー

成年後見制度とは、認知症や精神障害、知的障害などの要因により、契約や財産の管理などの判断が難しい方を法律的に支援するための制度です。家庭裁判所が選んだ援助者が、その方の権利を守ります。

今回は成年後見制度について、制度の概要や関連資料をご紹介します。



中野区立南台図書館

03-3380-2661



- 成年後見制度とは？ -

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でなくなり、自分ひとりでは契約や財産の管理などをすることが難しい方について、その方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を家庭裁判所が選び、法律的に支援する制度です。

<中野区公式ホームページ・成年後見制度に関する相談 中野区成年後見支援センター>
<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/401500/d001840.html>より引用

成年後見制度の種類



成年後見制度には**法定後見制度**と**任意後見制度**の二種類があります。

法定後見制度は物事を判断する能力が既に衰えた方を支援するための制度です。

法定後見制度は、支援を必要とする方の判断能力の程度によって支援の内容が「補助」、**「保佐」**、「後見」の3段階に分かれます。

- (1) **補助** 不動産の売買や金銭の貸借等の重要な財産の管理を自分でできるかもしれないが、自信がない。
- (2) **保佐** 日常の買い物は一人でできるが、重要な財産の管理が一人では難しい。
- (3) **後見** 日常の買い物が困難な場合。

任意後見制度はまだ判断能力に支障のない、援助を必要としない方が、将来の判断能力の衰えに備えるための制度です。

成年後見制度を利用するには

法定後見制度の利用には家庭裁判所への申し立てが必要です。申し立てでは、本人を支援する援助者の候補を立てることができます。手続きの費用と、所定の用紙への記入が必要です。費用には申し立て手数料のほか、登記手数料、郵便切手代、鑑定手数料も含まれます。

任意後見制度の利用には公証役場で**任意後見契約**を結ぶ必要があります。任意後見人になってほしい人を選び、公正証書により契約を結びます。公正証書は、公証役場において公証人が作成し、公証役場から後見登記がなされます。費用には公正証書作成手数料、登記嘱託手数料、印紙代等が必要です。

成年後見制度の活用事例



成年後見人が有効になる代表的な事例を紹介します。

- (1) **銀行での手続き** 判断能力の不十分な人の預貯金の払い出しや定期預貯金の解約には、法定後見制度の利用が必要になります。
- (2) **詐欺被害の防止** 後見人を立てることで、高齢者を狙う詐欺を防止することができます。
- (3) **遺産分割** 相続人に判断能力が無い場合、本人に代わって後見人に遺産分割に参加してもらう必要があります。

申し立ての手続きについて

申し立ての手続きができるのは本人（支援を受ける人）のほかに配偶者や四親等内の親族です。また、申し立てを行う親族がない場合は市町村長が申し立てを行うこともできます。

家庭裁判所は申し立てを受けると、本人の判断能力の鑑定を経て、援助者の選任・援助内容の確定を行います。援助者は配偶者等の親族のほかに、弁護士や司法書士、社会福祉士等が選任されることもあります。また、援助者の監督者が選任されることもあります。

援助者が行う業務



援助者が本人の支援のために行う業務は3つに大別されます。

- (1) **財産管理** 預貯金や保険、有価証券の管理に加えて、不動産などの重要な財産の管理や相続の手続き、年金を含む収入と支出の管理も含まれます。
- (2) **身上監護** 本人のために必要な介護契約や介護施設等の入退所契約や、病院での治療および入院手続き等です。
- (3) **報告** 家庭裁判所からの求めがあったときには、報告書を提出する義務があります。援助者が適切に本人のために業務を行っていることを確認するためのものです。

<参考文献>

『今日から成年後見人になりました』 児島明日美／著 自由国民社 2013年

- 展示資料の紹介 -

『 今日から成年後見人になりました 』

児島 明日美／者 自由国民社 2013年

324.6 コ

これから成年後見人になろうとしている方や、家族に認知症の人がいる方を対象に書かれた一冊です。制度の概要や成年後見人の業務について、豊富な図やイラストを用いてわかりやすく解説しています。各種書類の記入例や、手続きに役立つウェブページの一覧も掲載されており、成年後見人としての業務に役立つでしょう。成年後見制度に関連する用語の一覧も掲載されており、初めて成年後見制度を学ぶ方にも安心の一冊です。

『 すぐに役立つ入門図解

最新成年後見のしくみと申請手続き 』

安部 高樹/監修 三修社 2016年

324.6 ス

この本は、成年後見制度のしくみや手続きについての疑問をQ&A方式で紹介しています。成年後見制度の各制度の違い、申立手続き、登記、財産管理業務などの知識を知り、上手に活用していくための解説がわかりやすく書かれています。成年後見制度の申請に必要な書式の記入例もあり、実際に手続きが必要になった時にも役に立つ一冊です。

成年後見制度図書リスト



書名	著者	出版社	出版年	請求記号
本当は怖い！成年後見	仲島 幹朗／著	文芸社	2017	324.6 ナ
事例に学ぶ成年後見入門	大澤 美穂子／著	民事法研究会	2017	324.6 オ
よくわかる権利擁護と成年後見制度	永田 祐・堀 善昭 ／編著	ミネルヴァ書房	2017	321 ヨ
事例で学ぶ障がいのある人の意思決定支援	小澤 温 他／編	現代人文社 大学図書	2017	369.2 ジ
金融実務に役立つ成年後見制度Q & A	笹川 豪介／編著	経済法令研究会	2017	338.5 サ
Q & A「成年後見」実務ハンドブック	田中 亮一／著	セルバ出版	2017	324.6 タ
法学		全国社会福祉 協議会	2017	321 ホ
身寄りのいない高齢者への支援の手引き	小嶋 正／著	東京都社会 福祉協議会	2017	369.2 コ
成年後見における意思の探求と日常の事務	松川 正毅／編	日本加除出版	2016	326.4 セ
成年後見のことならこの一冊	堀川 末子 他 ／監修・執筆	自由国民社	2017	326.4 セ
後見六法 2016年版	成年後見センター・ リーガルサポート／編	民事法研究会	2016	324.6 コ 16

リストに載っていない資料もございますので、棚をご覧ください。



成年後見制度について調べてみよう

成年後見制度についてより知識を深めたい方のために、ここでは、成年後見制度についての資料・情報の調べ方を紹介します。

1. 情報検索のキーワード

成年後見制度について調べる際に幾つかのキーワードがあります。これらを使うことでより効率的な調べ方ができます。

成年後見/後見人/認知症/法定後見制度/任意後見制度 /後見/障害者福祉/高齢者/高齢者福祉/老後/生前契約/財産管理/身上監護/市民後見人

2. 基本的な情報を調べる

イ. 用語・データを調べる

資料情報	請求記号	所蔵館
世界大百科事典 平凡社 2007年(便覧のみ2009年)	031 セ 34	南台図書館
現代用語の基礎知識 2017 自由国民社 2017年	R031 ゲ 17(中央) 031 ゲ 17	中央図書館 (館内閲覧のみ) 鷺宮、東中野図書館
後見六法 2016年版 民事法研究会 2016年	324.6 コ 16	南台、東中野図書館

ロ. テーマの棚を調べる

分類記号	分野	分類記号	分野	分類記号	分野
324.6	親族法・家族法	367.7	老人問題	369.2	公的扶助

ハ. 成年後見制度に関する図書を調べる

資料情報	請求記号	所蔵館
今日から成年後見人になりました 自由国民社 2013年	324.6 コ	南台図書館
成年後見のことならこの一冊 自由国民社 2017年	326.4 セ	南台図書館
よくわかる権利擁護と成年後見制度 ミネルヴァ書房 2017年	321 ヨ	南台図書館

★中野区立図書館の資料を探す

- ・ 図書館内の「館内利用者用検索機」(OPAC)
- ・ 中野区立図書館ホームページ→<https://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/index.asp>

★東京都内公立図書館で所蔵されている図書を探す

⇒東京都立図書館ホームページから入ります→<http://www.library.metro.tokyo.jp/>

・ 雑誌・新聞を探す

原紙(朝日・毎日・読売・産経・東京・日経)→南台図書館1階新聞コーナーにあります。
毎日新聞縮刷版→南台図書館1階カウンター横にあります。

3. 関連機関のご案内

・ 社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 (中野区成年後見支援センター)

〒164-0001

住所 中野区中野 5-68-7 スマイルなかの 4階

電話 03-5380-0134

FAX 03-5380-0591

HP http://nakanoshakyo.com/service/seinen_kouken/

・ 東京家庭裁判所 (後見センター)

〒100-8956

住所 東京都千代田区霞が関 1-1-2 2階

電話 03-3502-5359 (後見センター窓口)

HP <http://www.courts.go.jp/tokyo-f/index.html>

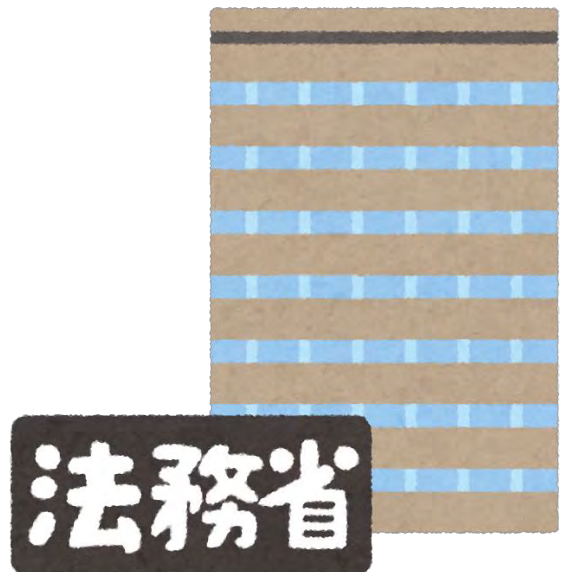
・ 法務省

〒100-8977

住所 東京都千代田区霞が関 1-1-1

電話 03-3580-4111 (代表)

HP <http://www.moj.go.jp/>





南台図書館からのお知らせ



★クリスマス会★

絵本や紙芝居の読み聞かせと、簡単な工作をします。

どうぞお楽しみに！！

日時：2017年12月16日（土） 午後2時～3時

会場：南台図書館2階 おはなしのへや

対象：小学校低学年位まで

☆申し込みは不要。直接会場までお越しください。

